

令和2年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 面 積	10,715 ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	57 戸
(3) 主要な建設改良事業	
下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業	20,237,379 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	44,898,696 千円
第1項 営業収益	36,241,976 千円
第2項 営業外収益	8,655,710 千円
第3項 特別利益	1,010 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	40,576,643 千円
第1項 営業費用	36,922,575 千円
第2項 営業外費用	3,623,775 千円
第3項 特別損失	10,293 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,959,744 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,237,571 千円、減債積立金 4,042,717 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 12,679,456 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	下水道事業資本的収入	35,943,177 千円
第1項	企 業 債	25,431,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	4,414,057 千円
第3項	国 庫 補 助 金	5,500,000 千円
第4項	負 担 金	20 千円
第5項	寄 附 金	10 千円
第6項	水洗便所等貸付事業収入	30 千円
第7項	基 金 繰 入 金	598,030 千円
第8項	固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円
第9項	投 資 収 入	10 千円
第10項	そ の 他 資 本 的 収 入	10 千円

支 出

第1款	下水道事業資本的支出	53,902,921 千円
第1項	建 設 改 良 費	20,237,379 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	31,472,676 千円
第3項	水洗便所等貸付事業費	30 千円
第4項	投 資	2,182,836 千円
第5項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加瀬処理区ポンプ場ほか 運転管理業務委託経費	令和3年度から 令和7年度まで	1,726,395 千円
財務会計システム 再構築関連経費	令和3年度から 令和4年度まで	217,852 千円
私道共同排水設備 修繕工事助成金	令和3年度	10,000 千円
令和2年度 公共下水道建設事業費	令和3年度から 令和6年度まで	24,712,780 千円
令和2年度 土地借上料	令和3年度から 令和6年度まで	26,204 千円
「水洗便所改造等資金融資あっせん」 に伴う金融機関に対する損失補償	令和2年度から 債務消滅時まで	64 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 13,788,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 借換債	10,643,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同上	借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	1,000,000	同上	同上	借入れの日から20か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,922,180千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,691,395千円である。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦